

# 日本社会福祉学会学会賞授賞式

2023年10月14日

武蔵野大学

一般社団法人

日本社会福祉学会

# 授賞式次第

日時：2023年10月14日（土）13時00分～14時00分

（開会式に引き続き開催）

場所：武蔵野大学 武蔵野キャンパス

司会 室田 信一 理事

一、会長挨拶

空閑 浩人 会長

一、審査委員長挨拶

および審査報告

黒木 保博 審査委員長

一、学会賞授与

空閑 浩人 会長

学術賞

林 健太郎 氏

奨励賞（単著部門）

大澤 亜里 氏

奨励賞（単著部門）

天畠 大輔 氏

一、受賞者挨拶

学術賞

林 健太郎 氏

奨励賞（単著部門）

大澤 亜里 氏

奨励賞（単著部門）

天畠 大輔 氏

一、副会長挨拶

保正 友子 副会長

以上

---

## 受賞者紹介

---



**学術賞**  
はやし けんたろう  
林 健太郎 氏

- 1988年 千葉県生まれ  
2011年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業  
2013年3月 千葉大学大学院人文社会科学研究科博士前期課程修了  
2015年4月 日本学術振興会特別研究員（DC2）  
2017年3月 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学  
2017年4月 北星学園大学社会福祉学部福祉計画学科専任講師  
2021年4月～ 慶應義塾大学産業研究所 専任講師（現在）



**奨励賞（単著部門）**  
おおさわ あり  
大澤 亜里 氏

- 1982年 和歌山県生まれ  
2005年3月 お茶の水女子大学生生活科学部卒業  
2005年10月 ポーランド・ヤギェウォ大学ポーランド語文化研究所 研究生（～2008年9月）  
2010年9月 ポーランド・ワルシャワ大学教育学部一般教育学専攻 修士課程修了  
2010年10月 北海道大学大学院教育学院 研究生（～2011年3月）  
2018年9月 北海道大学大学院教育学院博士後期課程修了  
2015年4月 札幌大谷大学短期大学部保育科 講師  
2020年4月～ 札幌大谷大学短期大学部保育科 准教授（現在）



**奨励賞 (単著部門)**

てんばた だいすけ  
天畠 大輔 氏

- 1981年 広島県呉市生まれ
- 1996年 医療過誤により、四肢マヒ・発話障がい・嚥下障がい・視覚障がい等多くの障がいを抱える
- 2000年 千葉市袖ヶ浦養護学校高等部卒業
- 2008年 ルーテル学院大学総合人間学部社会福祉学科卒業
- 2012年 日本学術振興会特別研究員DC-1 (2015年3月終了)
- 2017年 指定障害福祉サービス事業所(株)Dai-job high 代表取締役就任 (2019年3月辞任)
- 2019年3月 立命館大学大学院先端総合学術研究科先端総合学術専攻一貫制博士課程修了
- 2019年4月 日本学術振興会特別研究員PD (2022年3月終了)・NPO法人境を越えて理事就任
- 2020年 一般社団法人わをん設立、代表理事就任(現在)
- 2022年4月 立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員着任 (2022年7月辞任)
- 2022年7月 第26回参議院議員選挙にて当選 (現在)

## 2023年度 日本社会福祉学会学会賞 祝辞

一般社団法人日本社会福祉学会

会長 空閑 浩人

2023年度（第20回）の学会賞は、学術賞として、林健太郎会員による『所得保障法制成立史論 ——イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割』（信山社）が選ばれました。また、奨励賞（単著部門）として、大澤亜里会員による『ヤヌシュ・コルチャックの教育実践 ——子どもの権利を保障する施設養育の摸索』（六花出版）および天島大輔会員による『しゃべれない生き方とは何か』（生活書院）が選ばれました。まずは、受賞された皆様に心よりお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

「一般社団法人日本社会福祉学会学会賞事業要綱」によれば、本賞の創設と目的について、「日本社会福祉学会創立50周年を契機に、社会福祉研究の一層の発展を図るため、学会員のうちで顕著な研究業績をあげた者の顕彰および若手研究者の研究奨励を目的とする日本社会福祉学会学会賞を創設する」とされています。さらに学会賞の種類としては、「学会員のうちで顕著な研究業績をあげた者の顕彰」を「学術賞」とし、「学会員のうちで今後の研究の発展が期待される若手会員の研究奨励」を「奨励賞」とする、2つの賞が設けられています。今回受賞された会員による著書は、上記の目的や趣旨に照らして、いずれも本賞にふさわしい作品として、学会賞審査委員会において選出され、理事会で承認されたものとなります。

林文献は、イギリスにおける所得保障法制の形成過程を、労働と社会保障の観点から考察したものです。そして大澤文献は、ポーランドの小児科医であり教育者であるヤヌシュ・コルチャックによる子どもの権利を保障した、先駆的な教育思想とその実践を論じたものです。加えて天島文献は、身体に障がいをもつ自身を事例としながら、自己決定の概念を問い直したものです。

それぞれに社会福祉研究の意義と役割、使命や可能性を示し、また学問としての社会福祉学の今後の発展に、大いに寄与するものであると思います。受賞者の皆様には、ますますのご活躍を期待しています。

最後になりましたが、この度の受賞作品の選出に至るまで、膨大な数の対象図書や論文の選考および審査の作業を担っていただきました学会賞審査委員会の黒木保博委員長をはじめ、審査委員の皆様は心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

## 審査経過報告

---

はじめに

2023年度日本社会福祉学会賞の選考は、昨年度に引き続き学会賞審査委員会担当理事として杉山博昭氏が務め、委員は井上英夫委員、笹岡眞弓委員、野口定久委員、平野隆之委員、細井勇委員、森田明美委員、山縣文治委員が務めた。委員長についても引き続き黒木保博が担当することとなった。

### 【第1次審査対象作の選定】

第1次審査に係る第1回学会賞審査委員会は、2023年2月24日にWEB会議ツール（Zoom）を使用し、オンラインで行われた。審査項目は、①研究意義、視点、方法の明確性、②記述の明晰性、記述表現の妥当性、③先駆性、開拓性、独創性、④研究の完成度、成果度、⑤研究実践上の貢献度の5項目とし、各項目6点満点で評価することが確認された。

審査対象書籍は、自薦・他薦の8作以外に、国立国会図書館到着発送情報において社会福祉学に関わる文献として該当する5,295作を選び、かつそれらが日本社会福祉学会員の対象業績であるかどうかをチェックした結果、17作を抽出した。また、アマゾンリサーチを活用し、「社会福祉（2022年刊行）」で検索した結果、上記書籍以外に会員の業績として8作を抽出することができた。なお、実践のルポルタージュ、随想、テキストの他、共著による書籍や過去に刊行された書籍の改訂版等については、本事業における表彰の対象ではないことから、目次や図書紹介、概要などをもとに検討して除外した。上記の結果、学会賞審査委員会へ提案された審査対象書籍のうち32作を第1次審査対象書籍とすることを決定した。

論文については、推薦のあった7編と、日本社会福祉学会の機関誌の第62巻4～5号および63巻1～3号に掲載されたもののうち、過去に奨励賞（論文部門）受賞経験のない筆者の論文23編の合計30編を対象論文として審査することにした。

第1次審査を行う32作の書籍について、1作につき2人の審査委員を選び、上記の5つの審査項目によって審査し、自由記述でコメントを付すことにした。最終的には、審査委員ごとに6作から8作の審査対象書籍が割り振られた。

第1次審査を行う論文30編については、1編につき2人の審査委員が担当することとし、結果的に各審査委員が6編から8編の論文を担当することになった。

### 【第1次審査】

第2回学会賞審査委員会は2023年5月21日にWEB会議ツール（Zoom）を使用し、オンラインで行われた。各審査委員が記入した審査票をもとに、まずはそれぞれの書籍の合計点数

を整理した。

各審査委員30点満点で、合計60点満点のうち、概ね48点を超えるものを第2次審査対象書籍として選定した。47点以下の書籍についても1冊ずつ評価を行い、第2次審査の対象に残す必要があるかどうかを評価・確認した。

結果として、第2次審査の対象になった書籍は以下の7作となった。第2次審査ではこれら7作について、審査委員全員で審査することにした。

- |          |  |
|----------|--|
| 大澤 亜里 著  | 『ヤヌシュ・コルチャックの教育実践<br>——子どもの権利を保障する施設養育の模索』(六花出版)           |
| 齋藤 ゆか 著  | 『ボランティア評価学——CUDBASを用いた評価指標の設定と体系化』(ミネルヴァ書房)                |
| 全 泓奎 著   | 『貧困と排除に立ち向かうアクションリサーチ<br>——韓国・日本・台湾・香港の経験を研究につなぐ』(明石書店)    |
| 辻 浩 著    | 『〈共生と自治〉の社会教育——教育福祉と地域づくりのポリフォニー』<br>(旬報社)                 |
| 天島 大輔 著  | 『しゃべれない生き方とは何か』(生活書院)                                      |
| 林 健太郎 著  | 『所得保障法制成立史論——イギリスにおける「生活保障システム」<br>の形成と法の役割』(信山社)          |
| 南野 奈津子 著 | 『女性移住者の生活困難と多文化ソーシャルワーク<br>——母国と日本を往還するライフストーリーをたどる』(明石書店) |

論文については、すでに機関誌編集委員会等において丁寧に査読評価されているものであるが、再度学会賞の審査委員の立場から審査した。結果として、以下の4編の論文を第2次審査対象として、審査委員全員で審査を行うこととした。

- |         |   |
|---------|---|
| 滝島 真優   | 「学校教育における慢性疾患や障害のある子どものきょうだい支援の課題—教員によるきょうだい児の認識とかわりの現状分析から—」(『社会福祉学』第62巻4号掲載)  |
| 延原 稚枝 他 | 「Support for Mothers with Intellectual Disabilities During Their Pregnancy and Infant Parenting: Based on a Questionnaire Survey of Counseling and Support Specialists」(『Japanese Journal of Social Welfare』Volume 62, Issue 5) |
| 志村 敬親   | 「「精神障害者の部屋の借りづらさ」の解消における小規模地場不動産会社の可能性—民間賃貸住宅への入居に協力的な経営者・社員の語りの分析から—」(『社会福祉学』第63巻1号掲載)   |
| 山東 愛美   | 「1950年代のアメリカにおけるソーシャルアクションモデル—エリザベス・ウィッケンデンに焦点を当てて—」(『社会福祉学』第63巻1号掲載)   |

## 【第2次審査】

第3回学会賞審査委員会は、2023年7月23日にWEB会議ツール（Zoom）によるオンラインで開催された。審査は、合計評価点を参酌しながら、各委員が候補として残った書籍、論文について、5つの審査項目をもとに評価すべき点、疑問に思う点について発言し、慎重に意見を交換するというかたちを取って進めた。

第2次審査の対象として残った7作の書籍はいずれも高い評価点を得ており、学術賞または奨励賞の候補としての基準を満たしていると判断し、個々の書籍について順次審査することとした。審議の結果、林健太郎氏の『所得保障法制成立史論 ——イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割』（信山社）を学術賞、大澤亜里氏の『ヤヌシュ・コルチャックの教育実践 ——子どもの権利を保障する施設養育の模索』（六花出版）および天畠大輔氏の『しゃべれない生き方とは何か』（生活書院）を奨励賞として理事会に推薦することとなった。

学術賞に該当するとされた林健太郎氏の『所得保障法制成立史論 ——イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割』（信山社）については、旧救貧法から新救貧法を経て失業保険制度の成立へ至る過程を考察した社会保障法制史の研究内容となっている。救貧法より以前の時代である1800年代の一次資料を含む膨大な史料渉猟の労もさることながら、明確な論拠と丁寧に行われた検証に対する評価が大きく、綿密な法制史研究の力作と評価することができる。また、救貧と労働・雇用とを視野に入れた分析の独自性から新たな知見を得られたという意見から、審査対象書籍の中で最も高い評価を得た。

本書の構成としては、序章において問題意識、検討の方法、先行研究の中での本研究の位置づけを記述した後、第四節にて各章の構成を明らかにしている。これによれば、第Ⅱ章では、中世の時代、14世紀後半に見られた農業労働者の土地＝労働移動に対する規制立法の展開とその特質を検討している。続く第Ⅲ章および第Ⅳ章では、マナー体制下における支配構造、すなわち土地保有関係を中核とする賦役労働制が本格的に衰退する中で、旧救貧法体制が成立していく過程を辿ることを目的としている。特に第Ⅲ章では、浮浪者という制定法上のカテゴリーの内実が、“自発的浮浪者”から、労働能力はあるものの就労等の生活手段を持たず、“やむを得ず浮浪する者”へと変容している過程をフォローしつつ、それが制定法に反映されていく中で、不良者（規制）法体系から救貧法体系が自立していったことが示されている。また第Ⅳ章では、旧救貧法体制の完成に当たって重要な意味を持つ貧民救済機構の整備およびセツルメント法の成立について検討がなされている。第Ⅴ章では、18世紀後半からの産業革命のはじまりに先後して、労働移動の拡大の要請が高まるなかで、旧救貧法がそれにはいかなる影響を及ぼし、その中でいかなる改正が行われていったのかという点について分析がなされている。第Ⅵ章および第Ⅶ章は、いわゆる新救貧法体制の確立に至る19世紀救貧法改革の議論を辿り、そこではいかなる「生活保障システム」の再編成が求められたのかを明らかにしている。第Ⅶ章では、19世紀救貧法改革がなにを「問題」として捉え、それに対しいかなる回答を試みたのかを明らかにしている。また第Ⅷ章では、1834年救貧法改正およびそれに続く19世紀後半におけるセツルメント法の諸改正が検討されている。第Ⅷ章では、就労機会を喪失した労働者（失業者）の発生という問題に対し、救貧法行政および労働者の自助組織である労働組合の救済事業がいかなる対応を試みたか、果たしてそれらに解決策を提示する余地があったのかを検討している。第Ⅸ章では、失業者の発生という問題を前

にして、1905-9年救貧法王立委員会報告書、そしてそれを受けて政府（商務省）がどのような解決策を提示したかを考察している。そこで提示された解決策とは、職業紹介所の設置とともに、国営の失業保険制度を設けるということであった。最後に第X章では、前章の考察を受けて、当初「失業時の所得保障」としての目的を有していなかった国営失業保険制度が、いかにしてそのような目的を獲得するに至ったかという論点を検討している。このように本書は14世紀から20世紀にかけての長期にわたる時期を対象としている。

以上のような構成内容とともに、本書の特徴をあげておきたい。第一には従来のイギリス救貧法制度史を塗り替えるような画期的な内容であり、新たな発見が豊富に、かつ随所にあったことである。先行研究の検討が注で詳細に論じられ、本文の内容理解をより深めることに貢献しているといえる。

第二には、生活保障システム法という構想を、成立時点から詳細に検討を加えて、新たな観点から論じており、先行研究批判にも蒙を啓かされたことである。第三には、これまで社会福祉史研究では触れられてこなかった課題についても多くのページを割いて議論されていることは好感がもてるとともに救貧と労働・雇用とを視野に入れた分析視角に独自性があると評価する。第四には、これまでの福祉関係の研究では、所得保障を含めて、救貧法を端緒とするものが多いが、本書ではさらに300年近く遡って所得保障法制史を明らかにしており、知らないことが多く、刺激を受けたことである。1800年代の一次文献の引用等、非常に時間をかけたと考えられ、資料の取り扱いの丁寧さとそこから導き出される評価等は的確かつ精緻である。第五には、筆者なりの新しい解釈等が加えられており、表面的な歴史的事実を越えて新しい知見を見いだしていることである。

一方では、本書について次のような指摘もあった。生活保障システムという概念を用いるにはイギリスにおいて形成されてきた社会保障の構成分野の「社会サービス」に触れられていないことや言及が少ないこと、積極的に生活保障システムという用法を用いている意義を十分には見いだせないというものである。また、社会福祉学とどう関連していくかが曖昧であるとの意見もあった。

全体としては社会保障法の緻密な研究であり、社会福祉の領域でこれをどう生かしていくかを踏まえて、今後の研究の発展に期待を込め、日本社会福祉学会学会賞学術賞に選出する。

奨励賞に該当するとされた大澤亜里氏の『ヤヌシュ・コルチャックの教育実践 ——子どもの権利を保障する施設養育の模索』（六花出版）は、子どもの権利の確立において重要な役割を果たし、子どもの権利条約の成立にも大きな影響を与えたヤヌシュ・コルチャックに関する研究である。研究の対象は、コルチャックが院長を務めた孤児院（ドム・シエロット）における教育実践や運営であり、これを分析することで、①コルチャックの子ども観や教育思想の形成、②孤児院の経営母体である孤児救済協会の運営状況、③ポーランドの児童保護の状況について明らかにしている。

コルチャックに関する研究は国内外を含め多数存在するが、本研究の評価のポイントは、論考にあたって原典主義を原則として論証しており、日本語文献を除く200を超える引用・参考文献のほとんどがポーランド語の原典であることからくる分析の精緻さである。そのなかには、ポーランドにおいてもほとんど取り上げられてこなかった多数の文献や資料が含まれている。これを通じて、植民地時代から第二次世界大戦に至るまでの、コルチャックの思想や行動背景を体系的に明らかにした。

本書は、序章、終章、補章を含む全9章からなる。序章は、本書の概要を示すもので、先行研究から、ポーランドおよび日本におけるコルチャック研究の到達点と課題を明らかにし、本書の目的や課題を提示している。第1章は、ドム・シエロツト孤児院設立以前のサマーキャンプにおける教育実践と、その実践を通して形成したと考えられる教育思想について思索し、教育実践の要として「労働」が存在していたことを明らかにしている。第2章は、ドム・シエロツトの設立期を対象とした研究で、開設時にコルチャックが示した「活動計画」の3つの構想について検討し、そこから教育実践を分析する7つの視点を導き出し、次章以降の分析の軸として随時活用している。

第3章から第6章は、開設後のドム・シエロツトの教育実践に関する研究である。第3章は、設立（1912年）から『子どもをいかに愛するか』が発刊された1920年までを対象とする。この間、子どもたち自身による裁判制度の改善、議会制度が開始されるとともに、「労働」の方法である「係り仕事」や「仲間裁判」を導入した後の、コルチャックの試行錯誤過程を明らかにしている。第4章では、1921年から1928年までの教育実践を取り上げている。この時期の大きな変化は、自己教育を促す多様な取り組みが開始されたことと、これまで「労働」と呼んでいたものを「自治」という言葉でも表現するようになったことであるという。すなわち、先行研究で評価されてきた子どもの自治は、子どもたちにとって責任の重い「労働」であったということである。第5章では、ドム・シエロツトと一体的に説明されるナシュ・ドム孤児院の実践記録を独自に分析している。その結果、両者に大きな差はなく、一体的に説明することの正当性を示した。第6章は、1929年から第二次世界大戦開戦までの教育実践を対象としている。コルチャックが生きた時代、ポーランドは常に周辺諸国と戦時状況にあたり、分割支配されたりするなど、困難な状況が続いた。とりわけ、第一次世界大戦以降は非常に厳しい状況であったが、コルチャックの教育実践は一貫しており、高い評価と厳しい批判の双方が渦巻いていたことを各種資料から明らかにしている。

終章は、本書を総括する章である。著者は、「植民地時代から独立を経て第二次世界大戦に至るまでのポーランドにおける児童保護活動の流れを含めて描くことで、その中にコルチャックの思想および実践を位置づけることができた」と評価している。

学会賞審査委員会では、大きく以下の4点を評価した。

第一は、コルチャックの実践から理論形成に至るまでの過程を、ポーランド語の原典を分析しながら、明らかにしている点である。とりわけ、事実上、発見に近いと考えられるほとんど埋没していた資料も発掘しながら体系的に明らかにしたことによって、教育実践の全体像に迫っている。

第二は、第一と関連して、ややもすれば「子どもの権利の基礎を確立した」とか、「ナチスとユダヤの関係」など、特定の領域での評価にとどまりがちであるコルチャックについて、広範な一次文献に触れることで、全体像を示すことができている点である。

第三は、「子どもの権利」という概念とその重要ポイントが、40年近い実践活動の中で、どのように形成され、どのように変化してきたのかを、豊富な資料に基づいて明らかにした点である。

第四は、子どもの権利の内容に関する点である。日本では子どもの主体性を表現するコルチャックの子ども権利観として、「自治」が評価されることが多いが、これは初期、「労働」と呼ばれていたものから発展したことを明らかにした。「労働」からの解放過程で、子どもたちが内面化し、行動化するものが「自治」ということになる。

なお、審査の過程では、教育実践の歴史的研究としての性格が強く、人権に関しても、(人間)教育という視点からの分析が中心であり、それが社会福祉学としての子どもの人権にまで敷衍していないのではないかという指摘もあったことを付しておく。

もう一作、奨励賞に該当するとされた天畠大輔氏の『しゃべれない生き方とは何か』(生活書院)は、重複障がい(四肢マヒ、視覚障がい、嚙下障がい、発話障がい)により、他者とのコミュニケーションを、介助者(通訳としての役割を担う他者)を介在してしか行うことのできない状況にある著者が、そこで決定されるあるいは表明されるものが、真に「自己決定」と言えるのかどうかを、著者自身が第三者的視点に立って検証したものである。その際に用いられる重要な概念が「他己決定としての自己決定」という、一見相矛盾した概念の複合体である。これは、介助者を通じてしか意思や意見を表明できない者にとって、介助者の解釈を完全に排除した「自己決定」が可能なのかどうかを問うテーゼである。著者の最終的な結論は、「介助者の解釈を完全には排除できない」というもので、そのこと自体を社会は認める必要があること、すなわち「他己決定としての自己決定」が認められる社会の必要性である。

自己を自己が分析すること、その際に介助者の解釈や思いが追加されている可能性については、審査過程で慎重論もあったが、未開の手法であり、また、社会福祉学研究としても解明すべき課題であり、まさに奨励賞に値するもので、今後の研究の発展を期待するものとして評価した。

本書は、終章を含む9章で構成される。第1章は、研究の背景や目的を記すもので、本研究の意義を4つの角度から明記している。第2章では、「情報生産者」、「情報生産者を支える通訳者」、「他者の介入を受けた自己決定」という、本研究の重要概念について解説している。第3章は、当事者研究に関する先行研究方法を踏まえ、本書における研究方法や自らを研究対象とする著者自身の生活状況を示している。

第4章から第7章は、第2部として位置づけられる。第4章は、重度身体障がい者の運動の先駆けであり、その後の当事者運動に大きな影響を与えた「青い芝の会」の思想を形成した、横田弘、横塚晃一、澤田隆司に関する文献研究である。ここでは、「強い障がい者」、「強い主体」という共通の障がい者観があり、介助者もそれを求めていたこと、またそれを否定する存在である健常者を敵と見なしていることを明らかにした。一方で、障がいが重度化していく中で、「弱い主体」へと変化することで、運動における揺れが生じたことも明らかにしている。第5章は、「弱い主体」である著者自身の生活状況の分析である。第6章は、著者自身の通訳者(通訳介助者)の変遷の分析である。著者の生活の広がりの中で、通訳者の複数化が生じ、常勤雇用化、育成体制の整備を行っても、業務分担の偏在化、論文執筆の準備等業務の依存がより顕在化していくプロセスを明らかにしている。とりわけ、「自己決定」がなくても、業務の遂行が可能な通訳者への依存状況を顧みている。第8章は、通訳者の専門性に関する分析である。その結果、通訳者の専門性は、共有知識の先にある「クライアント特化能力」と通訳者自身の生活歴の中で培われた「個人的能力」の2つにあることを明らかにしている。また、「クライアント特化能力」においては、先読み能力という、通訳者の思考の想像性も影響しているとしている。

第8章、第9章、終章は第3部である。第8章では、第2部で明らかにした、著者の「自己決定」が、「他者(通訳者)の介入を受けたもの」であるということの検証と意味づけであ

る。「他者の介入を受けた自己決定」は、著者サイドの「戦略的誘導」およびそれを受けた通訳者からの「解釈的質問」や「提案」の相互作用の上に成り立っている。後者は、通訳者による先読みといった面が否めず、これによって著者の言説が左右されることになる。著者はこれを、「水増しされた能力」と表現する。第9章は、この水増しされた能力・自己決定内容をどう位置づけるかという内容である。終章ではこれを踏まえ、少なくとも「他己決定としての自己決定」も認められる社会であるべきとの主張と、当該研究の限界を示している。

学会賞審査委員会では、大きく以下の3点を評価した。

第一は、障害学における既存の自己決定概念を問い直し、当事者研究としての独自性も有している点である。これは、極めて高く評価された。

第二は、社会福祉の援助や支援における「自己決定」という概念そのものに潜む矛盾を、当事者の視点からできる限り客観的に明らかにしようとし、一定の成果を得た点である。

第三は、少なくとも、発話困難な障がい者にとって、「他己決定としての自己決定」という概念が評価される必要性があることを明らかにした点である。このことは、研究者一般にとっても真摯に向き合うべき視点である。

なお、審査の過程では、著者自身も指摘しているように、十分な配慮をしているとはいえ、通訳者との関係における通訳者の先読み、著者による通訳者の自己解析など、客観性の担保が十分といえるか否かについては、委員会においても議論となった。

論文部門においても、第2次審査の対象として残った4編すべての論文は、いずれも一定の評価点を得ていた。そのため、個々の論文について順次審査することとしたが、今年度の審査では奨励賞（論文部門）に該当する論文はないという結論に達した。

以上の審査経過により、2023度においては、林健太郎氏の『所得保障法制成立史論 —— イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割』（信山社）を日本社会福祉学会学術賞の授賞対象とし、大澤亜里氏の『ヤヌシュ・コルチャックの教育実践 —— 子どもの権利を保障する施設養育の模索』（六花出版）および天畠大輔氏の『しゃべれない生き方とは何か』（生活書院）の2作を奨励賞（単著部門）の授賞対象として提案するとともに、奨励賞（論文部門）の該当作はないという結論になった。

審査委員長 黒木 保博

## 林 健太郎 氏『所得保障法制成立史論

### ——イギリスにおける「生活保障システム」 の形成と法の役割』

(信山社、2022年3月30日刊)

本書は、旧救貧法から新救貧法を経て失業保険制度の成立へ至る過程を考察した社会保障法制史の研究書である。救貧法より以前の時代である1800年代の一次資料を含む膨大な史料渉猟の労もさることながら、明確な論拠と丁寧に行われた検証に対する評価が大きく、綿密な法制史研究の力作と評価することができる。また、救貧と労働・雇用とを視野に入れた分析の独自性から新たな知見を得られたという意見から、審査対象書籍の中で最も高い評価を得た。

本書の構成としては、序章において問題意識、検討の方法、先行研究の中での本研究の位置づけを記述した後、第四節にて各章の構成を明らかにしている。これによれば、第二章では、中世の時代、14世紀後半に見られた農業労働者の土地＝労働移動に対する規制立法の展開とその特質を検討している。続く第三章および第四章では、マナー体制下における支配構造、すなわち土地保有関係を中核とする賦役労働制が本格的に衰退する中で、旧救貧法体制が成立していく過程を辿ることを目的としている。特に第三章では、浮浪者という制定法上のカテゴリーの内実が、“自発的浮浪者”から、労働能力はあるものの就労等の生活手段を持たず、“やむを得ず浮浪する者”へと変容している過程をフォローしつつ、それが制定法に反映されていく中で、不良者（規制）法体系から救貧法体系が自立していったことが示されている。また第四章では、旧救貧法体制の完成に当たって重要な意味を持つ貧民救済機構の整備およびセツルメント法の成立について検討がなされている。第五章では、18世紀後半からの産業革命のはじまりに先後して、労働移動の拡大の要請が高まるなかで、旧救貧法がそれにいかなる影響を及ぼし、その中でいかなる改正が行われていったのかという点について分析がなされている。第六章および第七章は、いわゆる新救貧法体制の確立に至る19世紀救貧法改革の議論を辿り、そこではいかなる「生活保障システム」の再編成が求められたのかを明らかにしている。第七章では、19世紀救貧法改革がなにを「問題」として捉え、それに対しいかなる回答を試みたのかを明らかにしている。また第八章では、1834年救貧法改正およびそれに続く19世紀後半におけるセツルメント法の諸改正が検討されている。第八章では、就労機会を喪失した労働者（失業者）の発生という問題に対し、救貧法行政および労働者の自助組織である労働組合の救済事業がいかなる対応を試みたか、果たしてそれらに解決策を提示する余地があったのかを検討している。第九章では、失業者の発生という問題を前

にして、1905-9年救貧法王立委員会報告書、そしてそれを受けて政府（商務省）がどのような解決策を提示したかを考察している。そこで提示された解決策とは、職業紹介所の設置とともに、国営の失業保険制度を設けるということであった。最後に第X章では、前章の考察を受けて、当初「失業時の所得保障」としての目的を有していなかった国営失業保険制度が、いかにしてそのような目的を獲得するに至ったかという論点を検討している。このように本書は14世紀から20世紀にかけての長期にわたる時期を対象としている。

以上のような構成内容とともに、本書の特徴をあげておきたい。第一には従来のイギリス救貧法制度史を塗り替えるような画期的な内容であり、新たな発見が豊富に、かつ随所にあったことである。先行研究の検討が注で詳細に論じられ、本文の内容理解をより深めることに貢献しているといえる。

第二には、生活保障システム法という構想を、成立時点から詳細に検討を加えて、新たな観点から論じており、先行研究批判にも蒙を啓かされたことである。第三には、これまで社会福祉史研究では触れられてこなかった課題についても多くのページを割いて議論されていることは好感がもてるとともに救貧と労働・雇用とを視野に入れた分析視角に独自性があると評価する。第四には、これまでの福祉関係の研究では、所得保障を含めて、救貧法を端緒とするものが多いが、本書ではさらに300年近く遡って所得保障法制史を明らかにしており、知らないことが多く、刺激を受けたことである。1800年代の一次文献の引用等、非常に時間をかけたと考えられ、資料の取り扱いの丁寧さとそこから導き出される評価等は的確かつ精緻である。第五には、筆者なりの新しい解釈等が加えられており、表面的な歴史的事実を越えて新しい知見を見いだしていることである。

一方では、本書について次のような評価もあった。生活保障システムをいう概念を用いるには、イギリスにおいて形成されてきた社会保障の構成分野の「社会サービス」に触れていないことや言及が少ないこと、積極的に生活保障システムという用法を用いている意義を十分には見いだせないことがある。また社会福祉学とどう関連していくかが曖昧であるとの評価があった。

全体としては社会保障法の緻密な研究であり、社会福祉の領域でこれをどう生かしていくかを踏まえて、今後の研究の発展に期待を込め、日本社会福祉学会学会賞学術賞に選出する。

大澤 亜里 氏『ヤヌシュ・コルチャックの教育実践  
——子どもの権利を保障する施設養育  
の模索』

（六花出版、2022年2月1日刊）

本書は、子どもの権利の確立において重要な役割を果たし、子どもの権利条約の成立にも大きな影響を与えたヤヌシュ・コルチャックに関する研究である。研究の対象は、コルチャックが院長を務めた孤児院（ドム・シエロット）における教育実践や運営であり、これを分析することで、①コルチャックの子ども観や教育思想の形成、②孤児院の経営母体である孤児救済協会の運営状況、③ポーランドの児童保護の状況について明らかにしている。

コルチャックに関する研究は国内外を含め多数存在するが、本研究の評価のポイントは、論考にあたって原典主義を原則として論証しており、日本語文献を除く200を超える引用・参考文献のほとんどがポーランド語の原典であることからくる分析の精緻さである。そのなかには、ポーランドにおいてもほとんど取り上げられてこなかった多数の文献や資料が含まれている。これを通じて、植民地時代から第二次世界大戦に至るまでの、コルチャックの思想や行動背景を体系的に明らかにした。

本書は、序章、終章、補章を含む9章からなる。序章は、本書の概要を示すもので、先行研究から、ポーランドおよび日本におけるコルチャック研究の到達点と課題を明らかにし、本書の目的や課題を提示している。第1章は、ドム・シエロット孤児院設立以前のサマーキャンプにおける教育実践と、その実践を通して形成したと考えられる教育思想について思索し、教育実践の要として「労働」が存在していたことを明らかにしている。第2章は、ドム・シエロットの設立期を対象とした研究で、開設時にコルチャックが示した「活動計画」の3つの構想について検討し、そこから教育実践を分析する7つの視点を導き出し、次章以降の分析の軸として随時活用している。

第3章から第6章は、開設後のドム・シエロットの教育実践に関する研究である。第3章は、設立（1912年）から『子どもをいかに愛するか』が発刊された1920年までを対象とする。この間、子どもたち自身による裁判制度の改善、議会制度が開始されるとともに、「労働」の方法である「係り仕事」や「仲間裁判」を導入した後の、コルチャックの試行錯誤過程を明らかにしている。第4章では、1921年から1928年までの教育実践を取り上げている。この時期の大きな変化は、自己教育を促す多様な取り組みが開始されたことと、これまで「労働」と呼んでいたものを「自治」という言葉でも表現するようになったことであるという。すなわち、先行研究で評価されてきた子どもの自治は、子どもたちにとって責任の重い「労働」であったということである。第5章では、ドム・シエロットと一体的に説明されるナシュ・ドム孤児院の実践記録を独自に分析している。その結果、両者に大きな差はなく、一

体的に説明することの正当性を示した。第6章は、1929年から第二次世界大戦開戦までの教育実践を対象としている。コルチャックが生きた時代、ポーランドは常に周辺諸国と戦時状況にあり、分割支配されたりするなど、困難な状況が続いた。とりわけ、第一次世界大戦以降は非常に厳しい状況であったが、コルチャックの教育実践は一貫しており、高い評価と厳しい批判の双方が渦巻いていたことを各種資料から明らかにしている。

終章は、本書を総括する章である。著者は、「植民地時代から独立を経て第二次世界大戦に至るまでのポーランドにおける児童保護活動の流れを含めて描くことで、その中にコルチャックの思想および実践を位置づけることができた」と評価している。

審査委員会では、大きく以下の4点を評価した。

第一は、コルチャックの実践から理論形成に至るまでの過程を、ポーランド語の原典を分析しながら、明らかにしている点である。とりわけ、事実上、発見に近いと考えられるほとんど埋没していた資料も発掘しながら体系的に明らかにしたことによって、教育実践の全体像に迫っている。

第二は、第一と関連して、ややもすれば「子どもの権利の基礎を確立した」とか、「ナチスとユダヤの関係」など、特定の領域での評価にとどまりがちであるコルチャックについて、広範な一次文献に触れることで、全体像を示すことができている点である。

第三は、「子どもの権利」という概念とその重要ポイントが、40年近い実践活動の中で、どのように形成され、どのように変化してきたのかを、豊富な資料に基づいて明らかにした点である。

第四は、子どもの権利の内容に関する点である。日本では子どもの主体性を表現するコルチャックの子どもの権利観として、「自治」が評価されることが多いが、これは初期、「労働」と呼ばれていたものから発展したことを明らかにした。「労働」からの解放過程で、子どもたちが内面化し、行動化するものが「自治」ということになる。

なお、審査の過程では、教育実践の歴史的研究としての性格が強く、人権に関しても、(人間)教育という視点からの分析が中心であり、それが社会福祉学としての子どもの人権にまで敷衍していないのではないかという指摘もあった。

## 奨励賞（単著部門）講評

### 天畠 大輔 氏『しゃべれない生き方とは何か』

（生活書院、2022年2月25日刊）

本書は、重複障がい（四肢マヒ、視覚障がい、嚙下障がい、発話障がい）により、他者とのコミュニケーションを、介助者（通訳としての役割を担う他者）を介在してしか行うことのできない状況にある著者が、そこで決定されるあるいは表明されるものが、真に「自己決定」と言えるのかどうかを、著者自身が第三者的視点に立って検証したものである。その際に用いられる重要な概念が「他己決定としての自己決定」という、一見相矛盾した概念の複合体である。これは、介助者を通じてしか意思や意見を表明できない者にとって、介助者の解釈を完全に排除した「自己決定」が可能なのかどうかを問うテーゼである。著者の最終的な結論は、「介助者の解釈を完全には排除できない」というもので、そのこと自体を社会は認める必要があること、すなわち「他己決定としての自己決定」が認められる社会の必要性である。

自己を自己が分析すること、その際に介助者の解釈や思いが追加されている可能性については、審査過程で慎重論もあったが、未開の手法であり、また、社会福祉学研究としても解明すべき課題であり、まさに奨励賞に値するもので、今後の研究の発展を期待するものとして評価した。

本書は、終章を含む9章で構成される。第1章は、研究の背景や目的を記すもので、本研究の意義を4つの角度から明記している。第2章では、「情報生産者」、「情報生産者を支える通訳者」、「他者の介入を受けた自己決定」という、本研究の重要概念について解説している。第3章は、当事者研究に関する先行研究方法を踏まえ、本書における研究方法や自らを研究対象とする著者自身の生活状況を示している。

第4章から第7章は、第2部として位置づけられる。第4章は、重度身体障がい者の運動の先駆けであり、その後の当事者運動に大きな影響を与えた「青い芝の会」の思想を形成した、横田弘、横塚晃一、澤田隆司に関する文献研究である。ここでは、「強い障がい者」、「強い主体」という共通の障がい者観があり、介助者もそれを求めていたこと、またそれを否定する存在である健常者を敵と見なしていることを明らかにした。一方で、障がいが重度化していく中で、「弱い主体」へと変化することで、運動における揺れが生じたことも明らかにしている。第5章は、「弱い主体」である著者自身の生活状況の分析である。第6章は、著者自身の通訳者（通訳介助者）の変遷の分析である。著者の生活の広がりの中で、通訳者の複数化が生じ、常勤雇用化、育成体制の整備を行っても、業務分担の偏在化、論文執筆の準備等業務の依存がより顕在化していくプロセスを明らかにしている。とりわけ、「自己決定」がなくても、業務の遂行が可能な通訳者への依存状況を顧みている。第8章は、通訳者の専門性に関する分析である。その結果、通訳者の専門性は、共有知識の先にある「クライアント特化能力」と通訳者自身の生活歴の中で培われた「個人的能力」の2つにあることを明らかにしている。また、「クライアント特化能力」においては、先読み能力という、通訳者の思考の想像

性も影響しているとしている。

第8章、第9章、終章は第3部である。第8章では、第2部で明らかにした、著者の「自己決定」が、「他者（通訳者）の介入を受けたもの」であるということの検証と意味づけである。「他者の介入を受けた自己決定」は、著者サイドの「戦略的誘導」およびそれを受けた通訳者からの「解釈的質問」や「提案」の相互作用の上に成り立っている。後者は、通訳者による先読みといった面が否めず、これによって著者の言説が左右されることになる。著者はこれを、「水増しされた能力」と表現する。第9章は、この水増しされた能力・自己決定内容をどう位置づけるかという内容である。終章ではこれを踏まえ、少なくとも「他己決定としての自己決定」も認められる社会であるべきとの主張と、当該研究の限界を示している。

学会賞審査委員会では、大きく以下の3点を評価した。

第一は、障害学における既存の自己決定概念を問い直し、当事者研究としての独自性も有している点である。これは、極めて高く評価された。

第二は、社会福祉の援助や支援における「自己決定」という概念そのものに潜む矛盾を、当事者の視点からできる限り客観的に明らかにしようとし、一定の成果を得た点である。

第三は、少なくとも、発話困難な障がい者にとって、「他己決定としての自己決定」という概念が評価される必要性があることを明らかにした点である。このことは、研究者一般にとっても真摯に向き合うべき視点である。

なお、審査の過程では、著者自身も指摘しているように、十分な配慮をしているとはいえ、通訳者との関係における通訳者の先読み、著者による通訳者の自己解析など、客観性の担保が十分といえるか否かについては、委員会においても議論となった。

---

## 抄録 『所得保障法制成立史論

### ——イギリスにおける「生活保障システム」の 形成と法の役割』

---

林 健太郎

本書は、労働を通じた稼得によって生活を維持できることを前提に、非稼働時において所得保障給付を行うことを主とする現代的な所得保障法制の成立に至る歴史について、かかる歴史の中で「労働」と「社会保障」の“組み合わせ”（＝「生活保障」）のあり方がどのように変遷し、それがいかなる法制度によって組成されてきたのか、という観点から、イギリス法制史を素材として分析を行ったものである。

上記の課題設定の背景には、雇用労働から得られる稼得のみによっては十分な生活の資を得ることができない人々の増加という事態に対する問題意識がある。日本における戦後の労働法制と社会保障法制の間には、実際にも、また理論的にも、“正規雇用を通じた稼得のみによって生活を維持する”ことが可能になる雇用社会を前提としつつ、そのような雇用を通じた稼得が中断・喪失してしまう事態の到来をもって社会保障が登場するという、一種の役割分担関係が妥当してきた（「労働か、さもなければ社会保障か」の発想）。しかしながら、雇用労働から得られる稼得のみによっては十分な生活の資を得ることができない人々の増加は、かかる関係の限界を示唆するものであり、このことは理論的にも両者の関係の問い直しを要請していると考えられる。そこで、本書は「労働か、さもなければ社会保障か」という発想それ自体の問い直しを試みるべく、あえて歴史研究の方法を採用している。

本書が扱うのは、イギリスにおける、いわゆる旧救貧法（体制）の成立以前の時期に始まり（第Ⅱ・Ⅲ章）、その成立後の定着・安定の時期（第Ⅳ・Ⅴ章）、そして旧救貧法の動揺から、いわゆる新救貧法が成立していく時期（第Ⅵ・Ⅶ章）、そして新救貧法の動揺とそこから生じた国営失業保険制度の成立の時期（第Ⅷ・Ⅸ章）、さらに同制度の動揺と現代的な社会保障制度（所得保障制度）の確立の時期（第Ⅹ章）に至る、およそ14世紀から20世紀前半までの法制史である。本書は、このような長期の歴史を分析するにあたり、前段のような問題意識から、「労働」と「社会保障」の“組み合わせ”の仕方、すなわち「生活保障」のあり方が各時代の法制度によって承認され、ひとつのシステムとして確立していたと評価できるものに〈生活保障システム〉という概念を当て、長期にわたる歴史の中で同〈システム〉の変遷とその内容がどのようなものであったか、という視座から分析を行っている。

各章ではそれぞれ次のような内容を扱った。まず、序章は本書の問題意識及び分析枠組みの提示を行った。次いで第Ⅱ章「封建制下における労働移動の規制」では、12世紀から成立していたマナー（荘園）体制における土地保有関係に基づく賦役労働制について、14世紀後半に見られた農業労働者（隷農）の土地・労働移動に対する規制立法の性格を踏まえつつ、その内容と特徴を検討した。その上で第Ⅲ章「浮浪者問題の変容と労働能力ある貧民に対する処遇の展開」では、16世紀に最終的に確立された旧救貧法体制の成立過程を辿った。そして第Ⅳ章「旧救貧法体制の確立」では、同体制について、貧民救済機構の整備という側面だけでなく、「定住

資格settlement」(これまでの「定住権」・「居住権」ないし「セツルメント」と訳出されてきたもの)に基づく救済を巡る法律関係の整理・確立の側面に特に着目して、旧救貧法体制の特徴を分析した。さらに第V章「労働移動の加速と旧救貧法体制の対応」では、「定住資格」に基礎付けられた旧救貧法体制が、資本主義の発展過程において、いかなる役割・機能を担ってきたのかについて検討を行った。次に、第VI章「19世紀救貧法改革における『問題』の構成」では、上記の旧救貧法体制の改革を試みた19世紀の救貧法改革が何を「問題」として捉えたのかを中心に、その内容を検討した。続く第七章「新救貧法体制の確立」では、新救貧法体制確立の画期となった1834年救貧法改正法及びそれに伴う「定住資格」改革の内容を分析した。これに対し第八章「労働者の困窮問題の発生とその解決策の不在」では、新救貧法体制がもたらした労働者の困窮問題について、新救貧法行政及び労働組合の共済事業による対応とその限界を明らかにした。そして第IX章「国営失業保険制度の創設とその意義」では、こうした新救貧法体制の課題への対応の上に成立した国営失業保険制度に特に焦点を当て、その歴史的意義を分析した。最後に、第X章「所得保障制度の確立」では、戦間期における国営失業保険制度をめぐる混乱に焦点を当てつつ、第二次大戦後の所得保障制度確立の歴史的な意義を明らかにした。

以上を踏まえ、本書は、14世紀から20世紀にかけての歴史について、①中世から14世紀半ばにかけて妥当していた「土地保有関係に基づく〈生活保障システム〉」、②16世紀後半から18世紀後半まで妥当していた「『定住資格』に基づく〈システム〉」、そして③19世紀前半から少なくとも20世紀後半まで妥当していたと考えられる「労働と公的救済との分離を通じた〈システム〉」という三つの〈システム〉の変遷を析出できると整理した。すなわち、①土地保有関係に基づく〈システム〉の段階においては、慣習法が、賦役義務の履行だけでなくマナー領主による隷農(及びその家族)の生活維持義務を実現する役割を担い、その結果、隷農が生活の資を求めマナーの外に生成しつつあった労働市場へと流入する必要性を緩和することで、一定の法制度に裏付けられた〈システム〉を成立させていたこと。②「定住資格」に基づく〈システム〉の段階においては、コモンロー裁判所を通じた「定住資格」をめぐる法関係の安定の実現が、教区による人々の労働移動の規制と救済責任の履行を確実にする役割を果たし、その結果、人々が生活の資を求め、就労関係を探し、教区間を移動・浮浪する必要性を緩和することで、就労関係あるいは教区での救済を通じた人々の生活の維持を可能にする〈システム〉を成立させていたこと。そして③労働と公的救済との分離を通じた〈システム〉では、国営失業保険給付とその受給に当たっての要件の設定及び不服申立手続の整備等を通じて、安定した「就業」状態と、所得保障給付を通じて生活の維持が可能となる「失業」状態とを明確に区別し、不安定な就業状態に陥る事態を回避することで、“労働のみによって生活を営む”〈システム〉を成立させていたこと、を指摘した。

以上の歴史分析を踏まえた上で、本書は次のような示唆を導き出している。第一に、労働を通じた稼得によって生活を維持できることを前提に、非稼働時において所得保障給付を行うことを基礎とする現代の〈システム〉の“起点”は19世紀新救貧法改革の時代にあり、かかる〈システム〉は“労働のみによって生活を営む”ことを可能にする諸条件が整っている限りにおいて成立する歴史的な産物であること。第二に、歴史上見出される〈システム〉を支える法制度は、いずれにおいても、「やむを得ず他者と取引に入らざるを得ない動機によって人々が労働市場に参入することを回避できるようにする」という役割を果たしていたと評価できること。そして今後、既存の〈システム〉を維持するか、あるいは新たに構築し直すかという点を考えるに当たっては、こうした法制度の役割を意識することが重要であることを指摘した。

---

## 抄録 『ヤヌシュ・コルチャックの教育実践

### ——子どもの権利を保障する施設養育の模索』

---

大澤 亜里

本著は、国連子どもの権利条約の精神ないし権利主体としての子ども観と関わって注目されている教育家ヤヌシュ・コルチャックが院長を務めたユダヤ系の孤児院ドム・シエロットの教育実践を、ポーランド語の原典及び一次資料を基に歴史的かつ具体的に明らかにし、彼の思想の形成・深化の過程について検討している研究書である。

序章では、ポーランド及び日本におけるコルチャック研究を概観し、ドム・シエロットにおける実際の生活の様子や実践の変遷を把握できていないこと、また日本ではコルチャックの実践に関する研究の蓄積がないことを指摘している。その上で、本著の課題として、第一にドム・シエロットにおける教育実践を歴史的かつ具体的に明らかにし、コルチャックの子ども観及び教育思想の形成や深化を捉えること、第二に彼の実践を可能にした具体的条件として、ドム・シエロット設立団体である孤児救済協会の運営状況を明らかにすること、第三にその歴史的背景として、ポーランド・ワルシャワの児童保護の状況について明らかにすることをあげている。

第1章では、コルチャックが子ども集団と初めて関わったサマーキャンプでの実践を分析検討し、彼独自の様々な試みを通して子どもが持つ力や可能性を確信し、子どもたちが社会を形成していく様子を観察したことを明らかにしている。さらに「生活の学校(Szkoła życia)」(1907-1908年)を読み解き、教育実践の要として孤児院設立後も重視し続ける「労働(praca)」という概念——本著では、子どもたち自らが生活している場の運営に従事し、仲間や教育者と共同しながら生活し生きることと定義——を見出している。

第2章では、ドム・シエロット設立時期を対象とし、当時のワルシャワの児童保護活動の状況を概観した上で、孤児救済協会の設立背景やドム・シエロットの設立経緯を明らかにしている。さらにドム・シエロット開設時にコルチャックが示した3つの「活動計画」—a)健康な子どもの発達について知る、b)大人から子どもを解放する、c)養育施設の精神を改革する—について検討し、そこから教育実践を分析する7つの視点を導き出している。7つの視点とは、a)に関して①子どもの観察と記録、b)に関して②生活に必要な家事仕事及び年少者の養育を子どもたちが担う方法、③子ども自身が生活上の様々な問題解決や決定を行う方法、④情報や意見を伝達・交換・共有する方法、⑤自分自身について理解し自己教育を促す方法、c)に関して⑥外の世界との交流、⑦子どものプライバシーや財産を保障する方法である。以上の、「活動計画」を重視した本著独自の分析枠組みを用いることで、複雑な教育実践の全体を構造化して把握することができ、またその一貫した史的動態把握が可能となった。

第3章では、第一次世界大戦中及び戦後直後のワルシャワの児童保護活動の状況として、生命の保持や生活の保障が最優先課題であり、養育や教育の保障には目が向けられていなかったことを指摘した上で、孤児救済協会は莫大な赤字を抱えながらも、ドム・シエロットの生活様式を戦前と大きく変えることなく教育活動や文化的活動を継続して行っていたことを示している。またコルチャックの著作『子どもをいかに愛するか—ドム・シエロット編』

(1920年)を主な資料として、運営開始(1912年)から第一次世界大戦が始まるまでのわずか2年間でサマーキャンプでの実践経験を踏まえた実に多様な教育方法が導入されたこと、また戦後コルチャックが帰還した1918年から1920年までの間に、子どもたち自身が問題解決や決定を行うための裁判制度が改善され、議会制度が導入されたことを明らかにしている。さらにコルチャック著「裁判新聞(Gazeta sądowa)」や教育主任ヴィルチンスカの記録から、教育方法を導入した後に試行錯誤する様子や、変更改善していく経緯を叙述している。

第4章では、独立を果たしたポーランド国家において、児童保護に関する多数の法令が制定され、それまで民間団体任せであった児童保護活動に公的機関が関与するようになったこと、その中で孤児救済協会は社会の要請に応じて事業を拡大すると同時に、ドム・シエロットの運営の安定と生活の充実をはかったことを明らかにしている。また1920年代のドム・シエロットの教育実践の展開について、裁判制度と議会制度が確立され、自己教育を促す多様な方法がこの時期に導入されたことや、コルチャックがこれまで「労働」と呼んでいたものを「自治(samorząd)」という言葉でも表現するようになったことを指摘している。

第5章はコルチャックが専属医兼教育アドバイザーとして関わったポーランド系の孤児院ナシュ・ドムの教育実践に着目している。院長のマリア・ファルスカの著作やナシュ・ドムの実践記録をもとに、ドム・シエロットと多少の違いがあるものの、同様の教育方法が導入され実践されていたことを指摘している。

1929年から第二次世界大戦開戦までを対象とした第6章では、経済危機の中で子どもの保護の必要性が高まったにも関わらず、ポーランド国家は十分な対策をとることができなかったこと、また孤児救済協会も財政が悪化し事業の縮小を余儀なくされたが、ドム・シエロットの在籍者数や職員数、生活様式は維持されていたことを指摘している。このように歴史的には困難な時代であったが、子どもたちの記録や「ドム・シエロットの規則(Regulamin Domu Sierot)」(1933年)からは、新しい教育方法が導入されることも変更されることもなく、設立時の「活動計画」を実現するための実践が継続されていたことが明らかとなった。

終章では、序章で示した三点の課題に沿って明らかになったことを整理している。特に一点目の課題に関しては、ドム・シエロット設立以前の試行の段階(1912年以前)、設立時の構想の段階(1912年)、運営開始から第一次世界大戦までの形成の段階(1912-1914年)、コルチャックが帰還してから『子どもをいかに愛するか—ドム・シエロット編』を出版するまでの改善と新たな試みの段階(1918-1920年)、その後の拡充の段階(1921-1928年)、継続の段階(1929-1939年)における教育実践の変遷と、子ども観や教育思想の深化を整理している。

補論では、コルチャックが1927年に養育施設職員向けの研修で行った講義の概要「個人としての子どもの権利(Prawa dziecka jako jednostki)」を読み解き、子どもは権利の主体であることを明確に主張していることや、施設職員は「子どもの権利オンブズマン」であり、子どもが自身の権利を行使しながら発達することを保障しうる存在であると期待していることを明らかにしている。また、彼が主張する子どもの諸権利、1)成長と発達を促す条件に対する権利、2)自由な認識に対する権利、3)自分自身の労働に対する権利、4)自分たちの世界における完全な市民性に対する権利、5)未経験と弱さを認めてもらうことに対する権利、6)喜びと気晴らしに対する権利、7)教育の民主化に対する権利は、ドム・シエロットの教育実践を通して実現されていたことを指摘している。

---

## 抄録 『しゃべれない生き方とは何か』

---

天島 大輔

筆者は14歳の時に低酸素脳症によって、四肢マヒ・嚥下障がい・視覚障がいに陥り、発話はほとんど不可能となった。現在は「あ、か、さ、た、な話法」を用いて意思を伝えている。この話法は「通訳者」が読み上げる五十音図の中で筆者がサインを送り、一文字ずつ確定する流れであるが、気の遠くなるような協働作業の連続である。筆者は介助者に身体介助技術とこの話法の習得を求め、習得できた介助者を「通訳者」と呼ぶ。現在筆者の「通訳者」は約15名で、そのうち筆者の生業である研究に関わる者は5名、共有知識を蓄積しながら協働で研究活動を行っている。さらに筆者は発話が困難だけでなく、平面の文字が見えにくく、文章を目で見て確認することができないという特殊な視覚障がいも持つ。そのため文章を作成するには一度作ったものを「通訳者」に読み上げてもらい、訂正箇所を指示するという作業を数え切れない程繰り返す必要がある。ひとつの文章を作るのにも多くの時間や労力を要し、そのコストを少しでも軽減するために先読みという手法を推奨している。先読みとは「あ、か、さ、た、な話法」において、「通訳者」が筆者の言葉を読み取りながら、その先を予測変換していくスキルである。しかし、こうした先読みを用いた通訳現場において「他者の介入を受けた自己決定」を強く感じるようになった。

このように望ましい介助のあり方について当事者研究をしてきた中で、「発話困難な重度身体障がい者」である筆者が「通訳者」とともに論文などの知的財産を生み出す「情報生産者」となる際に、「他者の介入を受けた自己決定」というあり方に至った経緯と、そこから生じる弊害を、本書では詳細に洗い出した。これらを通じて、筆者の新たな自己表現のプロセスを導き出すとともに、新しい自己決定のあり方を提示し、社会への問題提起を行った。

本書は、博士論文をもとに加筆修正したもので、3部構成を採用した。

第1部第1章ではまず、本研究の背景と目的について述べた。第2章では、本研究の概念的枠組みとして、筆者自らのコミュニケーションの難しさを解き明かす鍵となる「情報生産者」と「他者の介入を受けた自己決定」の概念を構築した。また第3章では本研究の研究手法と調査概要を示した。「発話困難な重度身体障がい者」である筆者とその「通訳者」を取りあげる意図について当事者研究の観点から述べた。

第2部第4章では、日本の障がい者運動の先駆けとなった青い芝の思想を取りあげ、その介助思想が「発話困難な重度身体障がい者」にとって有効な思想となり得るのかを検討し、2つの限界が示された。第1の限界は、青い芝は言語障がいによってコミュニケーションが制限された「発話困難な重度身体障がい者」を考慮に入れていないことである。第2に障がいの重度化によって“おまかせ介助”に傾倒した澤田を介助者側が否定する実態から、障がい者を「弱い主体」として認めない介助思想の限界が明らかになった。

第5章では筆者のコミュニケーション喪失から再構築までの過程を整理することで、筆者が介助者の「通訳者」としての役割を重要視し、各通訳者と代替不可能な個別的な関係を構築していることが明らかとなった。第6章では、筆者が通訳介助体制の構築を図る中で通訳のルーティン化の困難さが露呈しその困難さを乗り越えようとしたがゆえに、特定の「通訳者」に強く依存する実態が示された。第7章では、筆者の「通訳者」にむけた実験的会話調

査を分析することで、先読みとそれを可能とする共有知識の重要性が表れた。特に筆者の「通訳者」における「専門性」は、共有知識を積み重ねた結果育まれたクライアント特化能力並びに、筆者との共有範囲外で培われた通訳者固有の個人的能力によって成り立つことが明らかとなった。

第3部第8章では、筆者とその「通訳者」による実験的メール調査を分析することで、どのようなコンテキストや通訳技術によって、筆者の自己決定に他者性が加わるのかを検証した。これにより「他者の介入による自己決定」には、筆者からの「戦略的誘導」、「通訳者」からの「解釈的質問」、「提案」の技術が介入していることが分かった。特に対外的なアウトプットをする場面においては「誰と行うか (With who)」の問題が顕著に現れ、「通訳者」によってコミュニケーションの質や内容が変わる実態があることが明らかとなった。

第9章では、論文執筆における筆者と「通訳者」との会話を分析することで、具体的な論文執筆の方法と自己決定のあり方、およびそこに生じるジレンマについて明らかにした。筆者の論文執筆には「共有知識を構築する場」としての論文ミーティングや、「それ、書いておいて」という執筆技法によって、筆者が「通訳者」と協働で論文執筆することを可能としていることがわかった。一方で、協働で論文執筆することは強いジレンマも引き起こしており、自己決定への確信が持てず自己の主体性が見えなくなる状態に陥っていることが明らかとなった。そのひとつに「能力の普遍性」にまつわるジレンマがある。共有知識が豊富な論文チームの「通訳者」は他者であるがゆえにアンダーコントロールに完全に置くことはできず、論文支援の特定の「通訳者」が辞めるなどしてチームの構成員や関係性が変化すると、筆者は途端に論文の再現が不可能な状況に置かれてしまう。論文の再現ができない限りは筆者の普遍的な能力とは言いがたく、研究の質が担保できなくなってしまう。また、両者の相互関係が深まれば深まるほど論旨や表現の修正を繰り返すため、より一層「文章の思考主体の切り分け難さ」が増す。そのため筆者は協働作業をすればするほど、オーサーシップが手元から離れていくジレンマに陥る。このように思考主体の「能力の普遍性」に向き合わざるを得ない「発話困難な重度身体障がい者」の実態を浮き彫りにした。一方で、組織を作らなければならない筆者の「個」としての成長のバランスの難しさも露呈した。

終章では、本研究の総括として各章のまとめを提示したうえで、議論の階層を上げ、学術的な立ち位置や理論的考察を行うことで本研究の結論を導き出し、社会への提案を引き出した。とりわけ、既存の概念を超える当事者研究の新たな可能性を導き出すことができた。当事者研究は、社会に対して既存の規範や合理性のラインを問い直し、障がいのある人に対する新たな合理的配慮を導き出す作業である。特にアカデミックな場で、当事者研究者が研究の作法にのっとりつつも、当事者コミュニティから乖離することなく、多くの当事者に還元されるような研究成果を論文として世に出すことで、社会に対する発信力・影響力が高まる。それらが当事者運動を再び活性化させ、社会を変える実践につながることを述べた。

以上で論じてきたように、本書は、世界で一番？かもしれない身体障がいの重い研究者、天島大輔が、自らを事例としてそのプロセスの難しさを詳細に描きだし、自己決定という概念そのものに潜む矛盾を問いなおしたものである。本書を通じて、自己決定概念や社会経済活動への新たな議論が巻き起こることを願っている。

# 一般社団法人日本社会福祉学会学会賞事業要綱

2010年4月 1日施行

2017年5月27日改正

## 1 学会賞創設の意義と目的

日本社会福祉学会創立50周年を契機に、社会福祉研究の一層の発展を図るため、学会員のうちで顕著な研究業績をあげた者の顕彰および若手研究者の研究奨励を目的とする日本社会福祉学会学会賞を創設する。

## 2 学会賞の種類

創設の目的にてらし、学会賞は次の2種とする。

I 学術賞——学会員のうちで顕著な研究業績をあげた者の顕彰

II 奨励賞——学会員のうちで今後の研究の発展が期待される若手会員の研究奨励

## 3 創設の時期

2003年度の総会において創設を決定し、創立50周年記念大会において第1回の授賞式を行う。

## 4 審査の対象

各年度の審査にあたり、その前年（暦年）に公刊された本学会の会員による研究業績を対象とする。

学術賞については原則として単著を対象とする。

奨励賞については、単著部門と論文部門に分けて審査する。対象となる論文は、『社会福祉学』等の学会誌、各大学の紀要、海外の専門誌などに掲載されたものとし、英文のものを含むものとする。

## 5 受賞の資格

奨励賞は、単著部門および論文部門ともに一回限りの受賞とする。ただし、論文部門受賞者の、後年の単著部門受賞は可とする。

学術賞においては、複数回の受賞を可とする。

## 6 推薦の方法

審査の対象となる著書、論文について、広く学会員からの推薦（自薦、他薦）を募る。所定の推薦書に必要事項を記入し、可能な限り現物を添えて推薦書を提出するものとする。

また、審査委員会の判断で、本学会機関誌編集委員会および関連学会の機関誌編集委員会などへ、推薦を依頼することができる。学会機関誌の活性化を図ることを視野に入れて、学会機関誌の編集委員、査読委員および理事経験者などを推薦委員とし、推薦を依頼する。

## 7 審査の手続き

学会賞の審査のため、研究担当理事を含む数名で構成する審査委員会を置く。

審査委員の任期は2年とし、2期を越えないものとする。

審査委員会が、推薦された著書、論文を含めた当該年の刊行物より、審査の対象となる著書、論文のリストを作成する。審査委員による対象著書、論文の審査の結果によって、受賞者および授賞候補作を選定する。

## 8 受賞者の決定

学会賞の受賞者および授賞作は、審査委員会の選定を経て理事会において決定する。

## 9 授賞式

授賞式は各年度の秋季大会において行う。

## 10 経費

各賞に贈る賞金額を含む必要経費については、学会本部「一般会計」に措置する。

## 11 その他

この要綱に基づき、事業実施細目については、理事会において決定する。

## 〈付記〉

関係団体等が行っている社会福祉関係著書、論文の顕彰制度については、学界に対するこれまでの貢献を評価し、学会賞創設にともなう位置づけと関連について整理し、必要な配慮を行う。

## 12 要綱の変更

この要綱を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

## 附則

1 この要綱は、2010年4月1日より施行する。

2 この要綱は、2003年10月10日に制定された「日本社会福祉学会学会賞事業要綱」を引き継ぐものである。

3 この要綱は、2011年1月1日より施行する。

4 この要綱は、2012年4月1日より施行する。

5 この要綱は、2015年8月1日より施行する。

6 この要綱は、2017年3月5日より施行する。

7 この要綱は、2017年5月27日より施行する。



日本社会福祉学会  
*Japanese Society for the Study of Social Welfare*

## Awards of the JSSSW

Outstanding Academic Awards of the JSSSW

New scholar Awards of the JSSSW